

## 重症心身障害児者の方達が利用する事業所に対しての加算

※主な加算を参考に記入しております。他の加算及び算定について、ご不明な点がございましたら障害者福祉課 障害給付担当までお問い合わせください。

生活介護：加算 主なもののみ抜粋

### ●常勤看護職員等配置加算

区分	利用定員					備考
	20人以下	21人以上 40人以下	41人以上 60人以下	61人以上 80人以下	81人以上	
常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）	28 単位／日	19 単位／日	11 単位／日	8 単位／日	6 単位／日	看護職員を常勤換算で1人以上配置
常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）	56 単位／日	38 単位／日	22 単位／日	16 単位／日	12 単位／日	看護職員を常勤換算で2人以上配置し、医療的ケアを必要とする利用者を受け入れた場合
常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）	84 単位／日	57 単位／日	33 単位／日	24 単位／日	18 単位／日	看護職員を常勤換算で3人以上配置し、医療的ケアを必要とする利用者を2人以上受け入れた場合

### ●重度障害者支援加算

重度障害者に対する手厚い支援体制が整えられている場合		
重度障害者支援加算（Ⅰ）	50 単位／日	人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している指定生活介護事業所等であって、当該加算に必要な人員配置を超えて生活支援員又は看護職員を配置し、重症心身障害者が2人以上利用
重度障害者支援加算（Ⅱ）	7 単位／日	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合
	180 単位／日 ※加算の開始から180日以内の期間はさらに+500 単位／日	支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別支援を行った場合

**共同生活援助**：加算 主なもののみ抜粋

●福祉専門職員配置等加算

良質な人材確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算		
区分	加算単位数	要件
福祉専門職員 配置等加算(I)	10 単位/日	常勤の世話人又は生活支援員のうち社会福祉士、介護福祉士、 精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が35%以上雇 用されている事業所
福祉専門職員 配置等加算(II)	7 単位/日	常勤の世話人又は生活支援員のうち社会福祉士、介護福祉士、 精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が25%以上雇 用されている事業所
福祉専門職員 配置等加算(III)	4 単位/日	世話人又は生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続 3年以上の常勤職員が30%以上の事業所

●重度障害者支援加算

障害者支援区分6であって重症心身障害者等重度障害者等包括支援の対象となる者又は障害支援区 分4以上の強度行動障害を有する者が利用している場合であって、指定基準に定める人員基準に加え て生活支援員を加配するとともに、一定数のサービス管理責任者又は生活支援員が一定の研修を終了 している場合		
区分	加算単位数	要件
重度障害者支援 加算(I)	360 単位/日	重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者が利 用している場合
重度障害者支援 加算(II)	180 単位/日	障害者支援区分4以上の強度行動障害を有する者が利用して いる場合

●医療連携体制加算

医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合や介護職 員等に痰の吸引等に係る指導を行った場合		
区分	加算単位数	要件
医療連携体制 加算(I)	32 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(8人を限度)に対して看 護を行った場合(1時間未満)
医療連携体制 加算(II)	63 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(8人を限度)に対して看 護を行った場合(1時間以上2時間未満)
医療連携体制 加算(III)	125 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(8人を限度)に対して看 護を行った場合(2時間以上)
医療連携体制 加算(IV)	利用者1人 800 単位/日	看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者 に対して看護を行った場合
	利用者2人 500 単位/日	
	利用者3人以上8人以下 400 単位/日	

医療連携体制 加算(V)	500 単位/日	看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係る指導のみを行った場合
医療連携体制 加算(VI)	100 単位/日	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合
医療連携体制 加算(VII)	39 単位/日	日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所の場合

**短期入所**：加算 主なもののみ抜粋

●常勤看護職員等配置加算

看護職員が常勤勘案で1人以上配置されている場合、定員規模に応じて加算	
定員6人以下	10 単位/日
定員7人以上12人以下	8 単位/日
定員13人以上17人以下	6 単位/日
定員18人以上	4 単位/日

●医療的ケア対応支援加算

医療的ケアを必要とする利用者を1名以上受け入れる場合
120 単位/日

●重度障害児・障害者対応支援加算

重度な障害児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合
30 単位/日

●重度障害者支援加算

重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者に対してサービスを行った場合
50 単位/日 ※一定の要件を満たす場合は、さらに+10 単位

●医療連携体制加算

医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合や、看護職員等に痰の吸引等に係る指導を行った場合等		
区分	加算単位数	要件
医療連携体制加算 (I)	32 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(8人を限度)に対して看護を行った場合(1時間未満)
医療連携体制加算 (II)	63 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(8人を限度)に対して看護を行った場合(1時間以上2時間未満)
医療連携体制加算 (III)	125 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者(8人を限度)に対して看護を行った場合(2時間以上)
医療連携体制	利用者1人	960 単位/日 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要

加算 (IV)	利用者 2 人	600 単位/日	とする利用者に対して看護を行った場合 (4 時間未満)
	利用者 3 人以上 8 人以下	480 単位/日	
医療連携体制加算 (V)	利用者 1 人	1600 単位/日	看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合 (4 時間以上)
	利用者 2 人	960 単位/日	
	利用者 3 人以上 8 人以下	800 単位/日	
医療連携体制加算 (VI)	利用者 1 人	2000 単位/日	看護職員が事業所を訪問して高度な医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合 (8 時間以上)
	利用者 2 人	1500 単位/日	
	利用者 3 人	1000 単位/日	
医療連携体制加算 (VII)		500 単位/日	看護職員が介護職員等に喀痰吸引等の指導を行った場合
医療連携体制加算 (VIII)		100 単位/日	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合
医療連携体制加算 (IX)		39 単位/日	日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所の場合

#### ●特別重度支援加算

医療ニーズの高い障害児・者に対する計画的な医学的管理や療養上必要な措置を行った場合に加算		
区分	対象	加算単位数
特別重度支援加算 (I)	超重症児・者	610 単位/日
特別重度支援加算 (II)	準超重症児・者	297 単位/日
特別重度支援加算 (III)	超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズが高い障害児・者	120 単位/日